

「運動部活動の在り方に関する方針」について

趣旨

本方針は、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月19日付29ス庁第649号）に基づき、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

内容

- 適切な運営のための体制整備
 - 運動部活動の方針の策定等
 - 指導・運営に係る体制の構築
- 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - 適切な指導の実施
 - 運動部活動用指導手引の活用
- 適切な休養日等の設定
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
 - 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
 - 地域との連携等
- 学校単位で参加する大会等の見直し

→ 休養日及び活動時間等の設定

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※高等学校等の運動部活動については、本方針を原則として適用する。

※文化部活動については、平成30年度に文化庁において文化部活動の在り方に関して議論していることから、「本方針の趣旨」の他、「1」及び「3」を当面準用する。

教育委員会や学校の取組

都教育委員会

- ・区市町村教育委員会及び都立学校に本方針を通知
- ・都教委ホームページに本方針を掲載
- ・必要に応じて、区市町村教育委員会を支援

区市町村教育委員会

- ・スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定

学校

- ・教育委員会の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定
- ・年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成
- ・校内で策定した活動方針及び活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表

今後の予定

「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成・周知

<ガイドラインの概要>

- 東京都教育委員会が示した「運動部活動の在り方に関する方針」
 - ・休養日や活動時間の設定
 - ・新たに法的に位置付けられた部活動指導員の活用等

- これまで東京都が取り組んできた内容や部活動検討委員会で検討してきた内容
 - ・体罰や不適切な行為、セクシュアルハラスメントの防止
 - ・部活動中における重大事故防止に向けた安全対策や健康面での留意事項 等